平成２５年（フ）第１４５７号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地２街区５棟705号
債務者　建部　俊昭
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
長崎県平戸市生月町里免2859番地、従前の住所長崎県北松浦郡生月町里免2859番地
債務者　田崎ケイ子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
栃木県鹿沼市白桑田397番地２
債務者　大貫　文雄
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１２号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目６番地２　白鷺寮、前住所千葉県野田市次木21番地ロイヤルガーデンＡ201
債務者　藤井　武範
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９０号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目６番27号　グリーンハイム103、前住所静岡県浜松市北区三方原町301番地の19
債務者　鈴木　一猪
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目19番16号　サンコーポ生駒Ａ号
債務者　瀧井　章弘
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
岡山市南区新福１丁目１番30号コニファープラザ706号
債務者　難波　　薫
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３号
愛媛県八幡浜市郷２番耕地７番地２
債務者　早川　久子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１１２号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目16番10―101号　サンシャトーレマシキ
債務者　砂川　克子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

財産状況報告集会等の期日

平成２３年（フ）第８号
奈良県吉野郡十津川村大字野尻134番地
債務者　田中建設株式会社
特別代理人　山本　哲郎
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時
奈良地方裁判所五條支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１４２号
青森市筒井３丁目１番11号　クレストコート．Ｔ・１―Ｂ
破産者　間山　榮子
1　主文　当裁判所が平成25年８月19日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「青森市金沢３丁目19番10号　つつじ荘５号」とあるを「青森市筒井３丁目１番11号　クレストコート．Ｔ・１―Ｂ、申立時の住所青森市金沢３丁目19番10号　つつじ荘５号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年８月30日
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３２号
千葉県鴨川市和泉965番地
破産者　腰越　孝男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１９８号
福岡県久留米市津福今町205番地８
破産者　株式会社鶴商店
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０２号
名古屋市中区栄２丁目16番６号
破産者　佐藤タオル株式会社
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９号
名古屋市瑞穂区亀城町５丁目29番地
破産者　有限会社ミズホホーム
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９６０号
大阪市東成区東小橋１丁目10番７号
破産者　ゴイチ株式会社
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部